

議員提出第4号議案

足立区学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

平成31年1月31日

提出者

足立区議会議員	針	谷	みきお
同	ぬ	かが	和子
同	は	たの	昭彦
同	浅	子	けい子
同	鈴	木	けんいち
同	西	の原	えみ子
同	山	中	ちえ子

足立区議会議長 かねだ 正 様

(提案理由)

少人数学級の計画的な実施及び指導等の充実を図ることで学校教育の水準を維持し、もって教育課題の解決に資するため、本案を提出する。

## 足立区学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条及び第6条の規定に基づき、学校教育職員の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この条例において、学校教育職員とは、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第1項に定める教育公務員（足立区立小学校及び中学校の教員に限る。）のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条第1号に規定する職員以外の者をいう。

### (教職調整額の支給等)

第3条 学校教育職員（学校教育職員の給与に関する条例（平成31年足立区条例第 号。以下「給与条例」という。）第6条第1項に規定する給料表により定められた職務の級が5級である者を除く。以下この条及び次条において同じ。）には、その者の給料月額 $\frac{100}{4}$ の4に相当する額の教職調整額を支給する。

2 学校教育職員のうち特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て足立区教育委員会規則（以下「規則」という。）で定める者には、前項の規定にかかわらず、その者の給料月額 $\frac{100}{4}$ の4に相当する額の範囲内において人事委員会の承認を得て規則で定める額の教職調整額を支給する。

3 教職調整額の支給に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。

4 学校教育職員については、給与条例第20条及び第21条の規定は、

適用しない。

( 教職調整額を給料とみなして適用する条例等 )

第 4 条 前条第 1 項及び第 2 項の教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げる条例の規定及びこれらに基づく規則等の規定の適用については、前条第 1 項及び第 2 項の教職調整額は、給料とみなす。

( 1 ) 給与条例 ( 第 1 5 条、第 2 4 条、第 2 7 条及び第 3 0 条の規定に限る。 )

( 2 ) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例 ( 昭和 6 3 年足立区条例第 4 0 号 )

( 学校教育職員の超過勤務および休日勤務 )

第 5 条 学校教育職員 ( 給与条例第 1 2 条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける者を除く。次項において同じ。 ) については、原則として超過勤務 ( 学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 ( 平成 3 1 年足立区条例第 号。以下「勤務時間条例」という。 ) 第 8 条に規定する勤務をいう。次項において同じ。 ) 及び休日勤務 ( 勤務時間条例第 1 2 条及び第 1 3 条の規定による休日並びに勤務時間条例第 1 4 条第 1 項の規定により指定された代休日における勤務をいう。次項において同じ。 ) を命じないものとする。

2 学校教育職員に対し超過勤務及び休日勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るものとする。

( 1 ) 学校行事に関する業務

( 2 ) 職員会議に関する業務

( 3 ) 非常災害等やむを得ない場合に必要な業務

付 則

( 施行期日 )

1 この条例は、平成 3 2 年 4 月 1 日から施行する。

( 足立区職員の退職手当に関する条例の一部改正 )

2 足立区職員の退職手当に関する条例（昭和50年足立区条例第15号）の一部を次のように改正する。

第12条の2第2項中「足立区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成12年足立区条例第61号）第3条」の次に「又は足立区学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成31年足立区条例第 号）第3条」を加える。